

亀山市職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第8号

## 亀山市職員の定年等に関する規則

亀山市定年等に関する規則（平成17年亀山市規則第11号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 定年制度（第4条—第9条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第10条—第16条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第17条—第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、亀山市職員の定年等に関する条例（平成17年亀山市条例第26号。以下「条例」という。）に規定する職員の定年の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）定年退職 条例第2条の規定により退職することをいう。
- （2）勤務延長 条例第4条第1項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- （3）勤務延長職員 条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員をいう。

（任命権者）

第3条 条例第4条、条例第8条及び条例附則第4項に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

## 第2章 定年制度

### (勤務延長職員の併任の制限)

第4条 任命権者は、勤務延長職員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合を除き、勤務延長職員を併任することができない。

### (勤務延長に係る他の任命権者に対する通知)

第5条 任命権者は、勤務延長を行う場合、勤務延長の期限（条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

### (勤務延長に係る職員の同意)

第6条 勤務延長を行う場合又は勤務延長の期限を延長する場合における条例第4条第3項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

### (定年に達している者の任用の制限)

第7条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員、他の地方公共団体に属する地方公務員又は特別職に属する地方公務員となっているもの（これらの職のうち1の職から他の職に1回以上引き続いて異動した者を含む。）を、当該職に係る定年退職日（条例第2条に規定する定年退職日をいう。次項において同じ。）以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

### (勤務延長等に係る人事異動通知書の交付)

第8条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した書面（以下「人事異動通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第1号又は第6号に該当する場合には、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

(1) 職員が定年退職をする場合

- (2) 勤務延長を行う場合
- (3) 勤務延長の期限を延長する場合
- (4) 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- (5) 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員ではなくなった場合
- (6) 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合  
(勤務延長に関する報告)

第9条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況を市長に報告しなければならない。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職への併任の制限)

第10条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の3の規定は、併任について準用する。

(他の管理監督職の併任の解除)

第11条 職員が他の管理監督職（条例第6条に規定する管理監督職をいう。以下同じ。）に併任されている場合において、当該職員が法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下「他の職への降任等」という。）をされたとき（条例第11条の規定により他の職への降任等をされたときを含む。）又は併任されている他の管理監督職の異動期間の末日が到来したときは、任命権者は、当該併任を解除しなければならない。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第12条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(管理監督職への併任の特例)

第13条 任命権者は、条例第9条各項の規定により延長された異動期間に係る管理監督職を占める職員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合その他市長が定める場合に限り、第10条の規定にかかわらず、当該職員を、他の管理監督職

に併任することができる。

(異動期間の延長に係る他の任命権者に対する通知)

第14条 任命権者は、条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合、異動期間の期限を繰り上げる場合及び異動期間の延長の事由の消滅により他の職への降任等をする場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(降任等に係る人事異動通知書の交付)

第15条 任命権者は、他の職への降任等をする場合には、人事異動通知書を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。

(1) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長する場合

(2) 異動期間の期限を繰り上げる場合

(3) 条例第9条各項の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(異動期間の延長に関する報告)

第16条 任命権者は、毎年5月末日までに、その年の前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条各項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を市長に報告しなければならない。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用の原則)

第17条 任命権者は、定年前再任用(条例第12条又は条例第13条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、法第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準に違反してはならない。

2 年齢60年以上退職者(条例第12条に規定する退職をした者をいう。以下同じ。)が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として定年前再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第18条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用

をされることを希望する者（以下「定年前再任用希望者」という。）に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用をされた場合の給与
- (4) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 前項の同意は、当該職員が明示された事項に同意する旨を示した文書の提出により、定年前再任用を行う前の適切な時期に行うものとする。

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第19条 条例第12条及び条例第13条第1項の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 勤務状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

（定年前再任用に係る人事異動通知書の交付）

第20条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第2号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- (1) 定年前再任用を行う場合
- (2) 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第12条又は条例第13条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）が当然に退職する場合

（定年前再任用に関する報告）

第21条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を市長に報告しなければならない。

## 第5章 雑則

第22条 この規則に定めるもののほか、定年制度、管理職上限年齢制又は定年前再任用短時間勤務制の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和4年定年整備条例附則第2条の規定による勤務についての準用)

第2条 第6条、第7条第2項及び第3項、第8条並びに第9条の規定は、亀山市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年亀山市条例第31号。以下「令和4年定年整備条例」という。）附則第2条の規定による勤務について準用する。

(令和4年定年整備条例附則第2条第2項の規則で定める職及び職員)

第3条 令和4年定年整備条例附則第2条第2項の規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（令和4年定年整備条例附則第2条第2項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、令和4年定年整備条例による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年に準じた年齢）を超える職（当該職に係る定年が条例第3条に規定する定年である職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和4年定年整備条例附則第2条第2項の規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢）に達している職員とする。

3 第7条第2項ただし書及び第3項の規定は、令和4年定年整備条例附則第2条第2項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(条例附則第4項の年齢60年に達する職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)

第4条 年齢60年に達する日の属する年度の前年度に条例附則第4項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができない職員として同項に規定する職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、同項に規定する期間内に、できる限り

速やかに行うものとする。

第5条 条例附則第4項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

- (1) 法第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する情報
- (3) 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）附則第12項から第20項までの規定による年齢60年に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
- (4) 亀山市退職手当支給条例（平成17年亀山市条例第46号）附則第15項から第18項までの規定による当該職員が年齢60年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に法第28条の6第1項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法附則第23項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

第6条 任命権者は、条例附則第4項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

2 前項の勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
- (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
- (4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

第7条 附則第5条各号に掲げる情報を職員に提供するに当たっては、当該各号に掲げる情報を記載した文書を交付することにより行うものとする。

第8条 附則第6条各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、当該各号に掲げる事項を記載した文書を職員に提出させることにより行うものとする。

（令和4年定年整備条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職並びに規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員）

第9条 令和4年定年整備条例附則第10条の規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同条に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（条例第12条に規定する短時間勤務の職（以下この項において「短時間勤務の職」という。）を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新条例定年相当年齢が条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

（1）基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和4年定年整備条例附則第10条の規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

3 令和4年定年整備条例附則第10条の規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。